

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第11 議案第12号 開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を廃止する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成幼稚園で3年間教育を開始することに伴い、これまで実施してきた3歳児教育である開成町のびのび子育てルーム事業が、その役割を終えることから、開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を廃止する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第12号 開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を廃止する条例を制定することについて。

開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を廃止する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

本条例につきましては、開成幼稚園で本年4月から3年間教育を開始し、のびのび子育てルーム事業を終了することから、当該事業の実施条例を廃止するものでございます。

1枚、おめくりください。条例案です。

開成町条例第 号。

開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を廃止する条例。

開成町のびのび子育てルーム事業実施条例（平成25年開成条例第26号）は、廃止する。

附則でございます。施行期日、第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

経過措置でございます。第2項、この条例による廃止前の開成町のびのび子育てルーム事業実施条例の規定により徴収する負担金については、なお従前の例による。これは、事業終了後も、それまでに発生した負担金について、平成31年度以降も取り扱えることを規定したものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

質疑がないようですから討論を行います。討論のある方はどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

討論もないようですから、採決を行います。

議案第12号 開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(茅沼隆文)

着席ください。起立全員によって可決いたしました。